

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条及び第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり、法第 3 条の規制地域を指定するとともに法第 4 条の規制基準を定め、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

平成 27 年 3 月 25 日

田尻町長 原 明美

1 規制地域

田尻町全域

2 規制基準

(1) 法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準

臭気指数 10

(2) 法第 4 条第 2 項第 2 号の規制基準

悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号。以下「省令」という。）第 6 条の 2 第 1 項に規定する方法により算出した臭気排出強度または臭気指数とする。

(3) 法第 4 条第 2 項第 3 号の規制基準

省令第 6 条の 3 に規定する方法により算出した臭気指数とする。

